

1 (2) 令状の請求・発付・執行

書類の電子データ化，発受のオンライン化
(1(2) 令状の請求・発付・執行)

方策の導入

法律・規則上，紙媒体の書類をもって行うことが予定されている令状の請求，発付及び執行について，

- ① 請求書及び疎明資料を電子データとしてオンラインで裁判官に送信する方法により請求することができるものとするか。
- ② 令状を電子データ（電子令状）としてオンラインで捜査官に送信する方法により発付することができるものとするか。
- ③ 電子データ（電子令状）を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にするなどの方法により呈示することができるものとするか。

【検討課題】

1 必要性

2 許容性

- 憲法33条・35条との関係

3 電子令状の方式

- 令状の記載（記録）事項
 - ・ どのようなものが必要となるか。
- 裁判官の記名押印に代わる措置
 - ・ どのようなものが考えられるか。

4 電子令状に係る手続

- 請求・執行の主体
 - ・ 現行法と同様の規律とするか。
- 請求・発付・呈示の方法
 - ・ どのような規律を設けるか。

5 その他

【関連条文】

1 方策の導入①に関連する規定

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第百九十九条 検察官，検察事務官又は司法警察職員は，被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは，裁判官のあらかじめ発する逮捕状により，これを逮捕することができる。ただし，三十万円（刑法，暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については，当分の間，二万円）以下の罰金，拘留又は科料に当たる罪については，被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

② 裁判官は，被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは，検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については，国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により，前項の逮捕状を発する。但し，明らかに逮捕の必要がないと認めるときは，この限りでない。

③（略）

第二百十八条 検察官，検察事務官又は司法警察職員は，犯罪の捜査をするについて必要があるときは，裁判官の発する令状により，差押え，記録命令付差押え，捜索又は検証をすることができる。この場合において，身体の検査は，身体検査令状によらなければならない。

②・③（略）

④ 第一項の令状は，検察官，検察事務官又は司法警察員の請求により，これを発する。

⑤（略）

第二百二十五条 第二百二十三条第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は，裁判官の許可を受けて，第百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

② 前項の許可の請求は，検察官，検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

③ 裁判官は，前項の請求を相当と認めるときは，許可状を発しなければならない。

④ 第百六十八条第二項乃至第四項及び第六項の規定は，前項の許可状についてこれを準用する。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第百三十九条 令状の請求は，書面でこれをしなければならない。

2 逮捕状の請求書には，謄本一通を添附しなければならない。

第百四十三条 逮捕状を請求するには，逮捕の理由（逮捕の必要を除く逮捕状発付の要件をいう。以下同じ。）及び逮捕の必要があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

第百四十八条 被疑者の勾留を請求するには，次に掲げる資料を提供しなければならない。

一 その逮捕が逮捕状によるときは，逮捕状請求書並びに逮捕の年月日時及び場所，引致の年月日時，送致する手続をした年月日時及び送致を受けた年月日時が記載されそれぞれ

その記載についての記名押印のある逮捕状

二 その逮捕が現行犯逮捕であるときは、前号に規定する事項を記載した調書その他の書類

三 法に定める勾留の理由が存在することを認めるべき資料

- 2 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて法に定める時間の制限に従うことができなかったときは、これを認めるべき資料をも提供しなければならない。

第一百五十五条 差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。(以下略)

第一百五十六条 前条第一項の請求をするには、被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならない。

- 2 郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するもの(被疑者若しくは被告人から発し、又は被疑者若しくは被告人に対して発したものを除く。)の差押えのための令状を請求するには、その物が被疑事件又は被告事件に関係があると認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。
- 3 被疑者又は被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所についての搜索のための令状を請求するには、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

2 方策の導入②に関連する規定

○ 日本国憲法

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

- 2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

○ 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②・③(略)

第九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足

りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まった住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③（略）

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②（略）

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。

②～⑤（略）

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、搜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

②・③（略）

第二百二十五条 第二百二十三条第一項の規定による鑑定嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

- ② 前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。
- ③ 裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。
- ④ 第六十八条第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）

第四百六十六条 逮捕状は、請求により、数通を発することができる。

3 方策の導入③に関連する規定

○ 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

第七十三条 勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六条第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

- ② 勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。
- ③ 勾引状又は勾留状を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第一百条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第二百一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

- ② (略)

第一百六十八条 鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

- ② 裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。
- ③ 裁判所は、身体を検査に関し、相当と認める条件を附することができる。
- ④ 鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。
- ⑤ 前三項の規定は、鑑定人が公判廷である第一項の処分については、これを適用しない。
- ⑥ 第一百三十一条、第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体を検査についてこれを準用する。

第二百二十五条 第二百二十三条第一項の規定による鑑定の囑託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第一百六十八条第一項に規定する処分をすることができる。

- ② 前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。
- ③ 裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可状を発しなければならない。
- ④ 第一百六十八条第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可状についてこれを準用する。